

日本棋院対局管理規定

財団法人 日 本 棋 院

日本棋院 対局管理規定

〔目的〕

第 1 条 日本棋院対局管理規定は、日本棋院が管理運営を行う棋戦および大手合（以下「棋戦等」と言う）の対局を円滑に管理運営することを目的として定める。

〔対局者の権利および義務〕

第 2 条 対局者は対局の報酬として対局料または賞金を得ることとする。

第 3 条 対局者は、対局報酬を対価として、対局者が有する対局棋譜の著作権を日本棋院に譲渡することとする。日本棋院に帰属する棋譜の使用に関しては、「棋譜の使用に関する権利規定」に定めるところによるものとする。

第 4 条 (1) 対局中に対局に関する問題が生じた場合、対局者は立会人に判定を求めることができる。なお、立会人のいない場合においては手合課に申し出こととする。
(2) 前項の判定に異議がある場合、対局者は審査役会に審査を申し立てることができる。
(3) 前項の申し立てがあった場合、審査役会はこれをすみやかに審議し判定することとする。この判定は最終のものとし、対局者はこの判定に従わなければならない。
(4) 対局中に(1)に定める以外の問題が生じた場合、対局者は立会人に対処を求めることができる。なお、立会人のいない場合においては手合課に申し出こととする。

〔立会人〕

第 5 条 対局の進行を円滑に行うため、一対局施設において10局以上の対局が行われる場合については、原則として施設に立会人1名

以上をおく。

第 6 条 立会人は、審査役棋士がこれにあたるものとする。

第 7 条 立会人がいない場合の対局の進行については、必要に応じて理事が立会人の職務を代行する。

〔立会人の権限および義務〕

第 8 条 (1) 立会人は、対局場およびその周辺において競技実行上必要な事項（対局管理規定等）が遵守されていることを確認する。

(2) 対局中の棋士から何らかの問題について申し出があった場合、または立会人が必要と判断した場合、立会人は日本囲碁規約および対局管理規定等の規定に基づいて次の処置をとる。

① 問題や事態の解決にあたり、必要な判定を行う。

② 必要と認める場合には、対局者およびその他の者に対して退場を含む注意や勧告を行う。

〔棋士席次〕

第 9 条 (1) 棋士席次は段位順とし、同段の場合は入段順、同段で同年入段の場合は生年月日順とする。

(2) タイトル保持者、元タイトル保持者の席次は、別に定める。

(3) タイトルの移動があった場合、当該棋士タイトルの変更は当該対局の日の翌日とする。

〔対局場〕

第 10 条 (1) 日本棋院が指定する対局場は、棋士席次にもとづき、上席者の所属する本部（東京本院・関西総本部・中部総本部）とする。なお、別に規定等がある場合は、その規定に従う。

(2) 本規定が定めていない事項については、対局が行われる各本部（東京本院・関西総本部・中部総本部）の対局場規定

に従うこととする。

- (3) 大手合の対局場は、年度の途中に昇段があった場合も変更しない。

[棋戦の出場]

第 11 条 棋戦および大手合の参加方法は次のいずれかとする。

- (1) 種別 A の棋戦および大手合は、棋戦等毎に事情により参加辞退を届出た棋士を除き、参加資格を有する全ての棋士が参加することとする。ただし、棋戦毎に一部の棋士の辞退を制限することがある。
- (2) 種別 B の棋戦は、参加資格を有する棋士が、棋戦毎に参加を申込むことにより参加できることとする。ただし、棋戦毎に一部の棋士に参加を義務とすることがある。

[手合日]

- 第 12 条 (1) 原則として、七段以上の手合日は木曜日とし、六段以下の手合日は水曜日とする。ただし、七段以上と六段以下の手合日は木曜日とする。
- (2) 手合進行の上で必要な場合は対局を週 2 回行うものとし、原則として月曜日を手合日とする。

[手合通知]

第 13 条 手合通知は、官製ハガキにより、対局日の 12 日前に発送することを原則とする。ただし、以下の場合においてはその他の連絡方法によるものとする。

- (1) 棋士本人がファクシミリによる手合通知を希望する場合は、本人の手合通知および毎週の手合予定表をファクシミリによって送信することとし、ハガキによる通知は行わない。
なお、回線または機器（日本棋院の管理に係るもの）の異常や本人の不注意によって通知が受信されなかった場

合、日本棋院はその責任を負わないこととする。

- (2) 棋士本人が電子メールによる手合通知を希望する場合は、本人の手合通知および毎週の手合予定表を電子メールによって送信することとし、ハガキによる通知は行わない。なお、回線または機器（日本棋院の管理に係るもの）の異常や本人の不注意によって通知が受信されなかった場合、日本棋院はその責任を負わない。
- (3) 進行上やむを得ない場合は、電話等により連絡を行うものとする。なお、毎週の手合予定表を各本部に掲示し、郵便事故等に備えることとする。（郵便事故の場合の処理は、第17条および第18条を参照）。

[対局時間]

第 14 条 (1) 原則として次の通りとする。

対局開始 午前10時

昼食休憩 午前11時45分～12時30分

夕食休憩 午後 5時30分～6時15分

- (2) 休憩時間でも、両対局者合意の上で対局を続行することができるものとする。
- (3) タイトル戦、テレビ棋戦または院外での対局時間は、主催者と協議の上、決定する。

[秒読み]

- 第 15 条 (1) 別途定めた規定がない場合、秒読みを対局毎に定める持時間の残り 5 分から行うこととする。
- (2) 秒読みになり、相手方手番のときに中座して相手方が打着した場合は、秒読みの時間に加算しない。なお、手番の者が秒読み中に中座した場合は、消費時間に加える。
- (3) 残り 1 分となった場合の秒読みは、50秒以降の数え方を

「1、2、3、…」とし、「10」を数えたときは時間切れ負けとする。

- (4) 秒読み中であっても、休憩時間となった場合、両者の合意によって休憩をとらずに対局を続行することができるものとする。
- (5) 手番の者が秒読み中に休憩時間となり休憩に入る場合は、その時の1分を消費時間に加えるか、打着したのち休憩に入るか、いずれかとする。
- (6) 記録係の付されていない対局においては次のとおりとする。
 - ① 持時間については当該棋士に責任があるものとし、対局者が気がつかず時間が切れた場合は、時間切れ負けとする。
 - ② 残り10分となっても秒読み係が着席していない場合、対局者が対局時計を一時停止して秒読み係を呼びに行くことができる。
 - ③ 残り時間5分が切れてから気がついた時の持時間は、1分以内は切り上げて秒読みを始めるものとする。
- (例) 残り時間3分30秒で気がついた時は、4分より秒を読む。
- (7) 秒読み時計の使用に関しては、本規定に付帯する「秒読み時計使用規定」に定める。

〔遅刻〕

第 16 条 対局者が、対局開始の時刻または、昼食・夕食休憩後の対局開始時刻に遅れた場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 対局開始の時刻に遅れた場合持時間3時間以上の対局の場合は、遅刻した棋士の持時間より、遅刻した時間の2倍を差し引く。持時間3時間未満の対局の場合は、遅刻した時

間のみを差し引く。なお、遅刻が1時間を超えた（対局室に入室時点）場合は、不戦敗とする。ただし、テレビ対局とタイトル戦の場合は、第17条(2)④⑤により、不戦敗か再対局か決定する。

- (2) 昼食・夕食休憩後の対局再開時刻に遅れた場合、持時間より遅刻した時間を差し引く。

〔不戦および対局日の変更〕

第17条 (1) 対局日の変更是認めない。ただし、天災またはそれに準ずる事故の場合、および手合進行上やむを得ない場合は、手合担当理事が判断することとし、必要な場合は常務会の決定により変更されることがある。

- (2) 不戦および無勝負については次の通りとする。

① 交通機関の遅れによる不戦

棋戦および大手合=相手不戦勝、当人不戦敗
ただし、主催者の意向により別途協議する場合がある。

② 郵便事故による不戦

棋戦および大手合=相手不戦勝、当人不戦敗
ただし、主催者の意向により別途協議する場合がある。

③ 無勝負となった場合

大手合=両者手あき（昇段点計算において局数に加算）
棋戦=リーグ戦（棋聖・名人・本因坊）においては無勝
負のままとし、打ち直しはしない。トーナメント
戦は打ち直しとする。

④ テレビ棋戦について

前記①②③の場合は、すべて主催者と協議の上、決定する。

⑤ タイトル戦について

主催者と協議の上、別途定める。

〔不戦にともなう対局料の支給〕

- 第 18 条 (1) 不戦勝=全額支給
(2) 自己の都合による不戦敗=支給なし
(3) 傷病による不戦敗で、診断書等により 1 カ月以内に傷病を証明した場合=全額支給
(4) 交通機関・郵便事故による不戦敗で、手合課へ申し出て正当と認められた場合=全額支給
(5) 相手休場および相手九段昇段による大手合の手あき=半額支給
(6) 対局日の前後 5 日以内に、配偶者および 1 親等に不幸があった場合=全額支給
(7) 無勝負となった場合は次のとおりとする。
　　大手合=全額支給
　　棋戦手合=打ち直しの場合は、半額支給
(8) テレビ棋戦=再対局を行っても、原則として支給しない
(9) 公開対局の不戦敗=支給なし

〔大手合局数〕

第 19 条 大手合出場者の年度規定対局数は次のとおりとする。

初段～三段 12 局

四段 10 局

五段～八段 8 局

ただし、規定局数以内で偶数局の申込みを認める。

〔手合休場〕

第 20 条 手合を休場する場合は、手合課に届け出ることとする。なお、傷病の場合は診断書を添付する。

大手合…届け出後の第 1 局は不戦敗とし、相手は不戦勝とする。

休場期間中に進行する対局については、当人は休み

(昇段点計算における局数に加算しない) とし、相手方は手あき（昇段点計算における局数に加算する）とする。

棋戦……休場期間中に進行する対局は全て不戦敗とする。

〔大手合互先のニギリ〕

第 21 条 大手合組合せ決定後の互先のニギリは、審査役立会のもと公開で行う。なお、途中で昇段し、新たに互先の対局が生じた場合は、手合担当理事が立会のもと公開で行う。

〔昇 段〕

第 22 条 (1) 下記大手合勝敗点数および昇段点数表による昇段点に達した者は、すみやかに本人が、手合課へ昇段申請（局数・合計点・平均点）をすることとする。
(2) 昇段点の計算期間は、ある時点から起算し、最近の結果に至るまでとする。申請期限は、次の大手合対局前日までとする。
(3) 昇段日は、昇段申請があった週の金曜日とする。ただし、申請後の金曜日までの間に大手合の対局がある場合は、その対局前日を昇段日とする。
(4) 大手合期間中、九段昇段者があった場合は、それ以後の大手合対局は、当人、相手とも手あきとし、相手方手あきは昇段点計算における局数に加算する。

〔手合組合せ編成〕

第 23 条 次に該当する手合は、以下のとおりとする。

師弟・親子・兄弟姉妹(ただし義兄弟は除く)・夫婦・同居中の兄弟弟子

大手合…組み合せない

棋戦……抽選において、1回戦の対局を避ける。

[長期間の公務]

第 24 条 対局者に長期にわたる日本棋院の公務が生じた時は、次のとおりとする。

大手合…当人公務休場とし、両者手あきとする。（当人は、昇段点計算において局数に加算しない。相手方は昇段点計算において局数に加算する。）

棋戦……①進行中の棋戦は当人公務休場とし、その時点の1局分の対局料を補償する。相手は不戦勝とする。
②公務期間中に進行する棋戦の抽選においては当人を休場扱いとし、抽選時の2局分の対局料を補償する。

[対局料]

第 25 条 対局料の支給基準は、対局料規程表にもとづき、次のとおりとする。

大手合…途中昇段した場合も、その年度は当初の段位で支給する。

棋戦……抽選時の段位にもとづいて対局料を支給し、その抽選した棋戦が終了するまで変わらないものとする。

[引退および引退による対局料と成績記録]

第 26 条 (1) 棋士が引退する場合は、各本部の総務課または手合課に届け出る。

(2) 棋戦および大手合において、組み合わせが決定した後、対局前に一方の棋士が引退した場合の対局料および成績記録は、次のとおりとする。

1 対局料の支給

棋戦および大手合…引退棋士…対局料は支給しない
相手棋士…対局料の全額を支給する。

2 成績記録

棋戦および大手合 引退棋士…引退

相手棋士…不戦勝

〔棋戦のシード〕

第 27 条 棋戦におけるシードに関しては、本規定に付帯する「棋戦シードに関する規定」に定める。

〔特別規定〕

- 第 28 条 (1) 前記27条までの規定の他に、日本棋院と各棋戦の主催者または関西棋院との間に、相互に承認した別の規定（挑戦手合、リーグ戦等）を設けることができるものとする。その規定は特別規定として本規定に優先する。
(2) 本規定等に規定されていない事項に関して、手合進行上で何らかの判断や決定が必要となった場合は、手合担当理事が判断し決定する。

〔交流対局旅費〕

第 29 条 東京本院・関西総本部・中部総本部・関西棋院との交流対局旅費は、別に定める交流対局旅費基準表により支給する。

〔着手の完了および石の取り上げ〕

- 第 30 条 (1) 石を盤上に打ち、手がはなれた時点で着手の完了とする。
(2) 着手によって取り上げなければならない石が生じた場合はすみやかに取り上げることとし、取り上げなければならない石を全部取り上げたとき、着手の完了とする。ただし、当該着手に関する秒読みは、打った石から手がはなれた時点で終了する。
(3) 取り上げなければならない石を取り残した場合、そのことをもって反則とはしない。対局者のいずれかが取り残しに気づいた時点で、すみやかに石を取り上げることとする。

棋譜の使用に関する権利規定

(日本棋院対局管理規定 第3条)

規 定

- (1) 本規定は「日本棋院対局管理規定」第3条による規定である。
- (2) 棋士は、日本棋院および対局相手の同意を得ることなく、自己の対局棋譜を使用することができる。
- (3) 棋士は、事前に日本棋院の同意を得ることにより、他の棋士の対局棋譜を不特定かつ多数に提供することができる。
- (4) 日本棋院は、所属棋士の棋譜を出版、複製、放送および送信するにあたり、棋士の同意を得ることを要しない。
- (5) 棋譜の権利および使用に関する担当部署を渉外部に置くこととする。

秒読み時計使用規定

(日本棋院対局管理規定 第15条・16条)

- ① 対局開始時刻に対局者が遅れた場合、相手の時計を始動させて待ち、対局開始の際、
- イ、持時間3時間以上の対局の場合は、遅れた棋士の持時間より遅刻時間の2倍の時間を差し引く。
 - ロ、持時間3時間未満の対局の場合は、遅れた棋士の持時間より遅刻した時間のみを差し引く。
- ② 秒読み中、相手方手番の時中座して相手が打着した場合は秒読みには加算しない。この場合、打着した棋士は両者の時計を中断させて、中座した棋士が戻った後、時計を始動させて対局を再開しなければならない。

〈注意事項〉

特に時計対局の場合、相手が打着した後、時計を押した時点で着手完了とみなします。相手の打着後、間髪を入れずに着手し、時計を押すゆとりを与えない打ち方は慎んでください。

〔付 記〕

〔日本棋院囲碁規約付属・囲碁作法に関する特別規定抜粋〕

1. 対局者は、碁器をとつて各自のひざの前におき、そのふたは各自の右のすみにおく。
2. 対局者は、相互に一礼した上、対局を開始する。
3. 対局者は、対局中、正座の姿勢を保ち、対局上必要な言辞以外は沈黙を守り、特に相手方の思考を乱したり、または不快な念を与えたりする言動は慎しまなければならぬ。
4. 対局者が、一時退席しなければならない必要が生じたときは、一礼した上で退席する。復席の場合も同様とする。

5. 対局者は、考案がまとまり、着手しようとするまでは、自己の碁器にある碁石に手をふれてはならない。
6. 終局して勝負決定（中押の場合も含む）したときは、対局者は、盤上の自己の石を静粛に碁器に收め、相互に一礼する。
7. 立会人、記録係、報道員、その他の観覧者等、対局者以外の者は、所定の個所または対局の妨げとならない場所に、静粛に正座し、且つ、対局者の思考に影響を及ぼすような言動をしてはならない。
8. 対局者以外の者は、既にされた着手を批評し、または今後の着手点等について、対局者のいずれに対しても助言し、またはこれに影響を与えるおそれのある言動をしてはならない。
9. 立会人は、終始、作法の励行について留意し、必要があると認めた場合は、対局者および対局者以外の者に、適當な注意を与えなければならない。

[日本棋院対局管理内規付則・囲碁作法細則]

1. 本付則は、日本棋院囲碁規約付属囲碁作法に関する特別規定（以下規定という）のうち、第4条（対局者の作法）および第7条（対局者以外の者の作法）の実施

に際しての細則とする。

2. 規定第4条に定める正座には、胡座を含める。
3. 規定第4条(抜粋3項)に定める、対局者の慎しむべき「相手方の思考を乱したり、不快な念を与えたりする言動」とは、次の各項の言動とする。
 - (1) 異様な服装をすること。異様な服装とは次のようないくつかの服装をいう。
 - (ア) あきらかに作業衣あるいは敞衣とみられるもの。
 - (イ) 極度に華美にわたり、あるいは不潔なもの。
 - (ロ) 正式対局あるいは公開対局に臨む服装として、囲碁の品位を傷つけるものと、常識的に判断されるもの。
 - (2) みだりに服装を乱すこと。ただし、一般にひろく公開される対局以外の対局については、対局の途中において、あきらかに体調を整える目的によつて、緊縛的な装身具(ネクタイ、首まわりのボタン、時計、バンド等)をゆるめ、あるいは除くことは認容されるものとする。この場合といえども、対局開始時においては、当時着用の服装の正式な着付けを保つものとする。

- (3) 立てひざ、肩ぬぎなど、非礼にわたる姿勢をとること。
- (4) 大声、奇声を発したり、しきりに不要な言辞を弄すること。
- (5) 扇子、クルミを鳴らすなど、しきりに不要な音を立てること。
- (6) その他、前各項に準ずる言動をすること。

4. 規定第7条に定める観戦者の作法細則は次の各項とする。

- (1) 前項に定める対局者の慎しむべき言動は、観戦者もこれを慎しむこと。
- (2) 原則として立ち見は慎しむこと。

(以上)

[新入段棋士特別注意事項]

1. 入段後三年間は手合の「記録・秒ヨミ」に従事しなければならない。
(常務理事会決定事項)
2. 「囲碁作法の細則」に対局者の慎むべき事項がありますが、特に日本棋院に登院する際は、棋士としての品位を損なうことのないよう常識的・清潔な服装を心がけること。
〈不適当な服装の例〉
Gパン、短パン、Tシャツ、サンダル、素足など。
3. 暮に取り組む真面目な姿勢を保ち、礼儀と節度を尊ぶこと。年長者には敬意を払い、正しい態度できちんと挨拶すること。
4. 対局開始時間に遅れてはいけない。最近の若手棋士には、正当な理由もなく遅刻し、先輩棋士を待たせて平然としているものが少なくない。高段者よりも低段者にその傾向が強い。心すべきことです。
5. 大手合の昇段点に達したものは、速やかに本人が手合課へ昇段申請をしなければならない。次回大手合開始までに申請されない場合は無効となります。
6. 住所・電話番号等の変更は、直ちに総務部へ届け出ること。（手合通知が届かなくなります）
7. 手合を休むときは、その理由を手合課へ届け出ること。（病気の場合は診断書を一ヶ月以内に提出すること）
8. 「日本囲碁規約」「日本棋院対局管理内規」「大手合注意事項（定式手合組合表裏面）」等を熟読し、順守すること。

※以上の事柄を良くわきまえて、歴史ある伝統と文化の一端を担う認識と自覚を持ち、立派な棋士になっていただきたい。暮がいくら強くても、礼節をわきまえないと、社会人としては失格です。

平成6年3月29日
日本棋院涉外部手合課

棋士各位

棋士の服装に関する心得

平成11年2月

日本棋院に所属する棋士は、登院する際及び本院が関係する行事や業務等に参加する場合の服装や身なりに関して、以下のように心がけるよう決まりました。趣旨をご理解のうえ、ご協力ください。

- 一、日本棋院の棋士は、囲碁ファンから好感を持たれるような服装を心がけること。
- 一、棋士は囲碁界において指導的立場にあることを自覚し、その所作とともに身なりにおいて囲碁ファンが不快を覚えることがないように平素から心がけること。
- 一、囲碁ファンに不快を感じさせるおそれがあり、棋士が慎むべき身なりには次のようなものがある。この他にもこれらに類する身なりは慎むこと。
 - ・不衛生な身なり、不潔な感じを与える身なり。
 - ・破れた衣服。汚れが目立ったり、だらしない印象を与える身なり。
 - ・Gパン及びTシャツ。
 - ・著しく肌を露出した身なり、著しく刺激的な身なり。
 - ・男子の短パン、サンダル、ピアス。
 - ・女子のホットパンツ、タンクトップ、キャミソール。
- 一、前項に反する身なりで登院または本院の仕事に従事した棋士があつた場合は、理事または審査役の棋士が注意することとする。

総務担当理事
川本 昇